

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第20号

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

本則中「ただし、プロジェクトチームのチームリーダー及びサブリーダーが属する職制上の段階の標準的な職は、別に定める。」を削る。

本則の表1の項中「次長」の右に「，理事」を加え，同表2の項中「，室長」を削る。

附 則

この規程は，令和3年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)